

山形市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市立小中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当し、山形市教育支援委員会で特別支援学校該当と判断された児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、当該児童生徒の就学のために必要な経費について、保護者に特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の規定により設置される特別支援学級をいう。
- (2) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 小中学校 山形市立の小学校及び中学校をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定。以下「国交付要綱」という。）において使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる児童生徒の保護者とする。

- (1) 小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒
- (2) 小中学校の通常の学級に就学している弱視、難聴、言語障がい等の児童生徒（以下「通級児童生徒」という。）で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、定期的に特別支援学級において特定の時間のみその障がいに応じた特別の指導を受けているもの
- (3) 小中学校の通常の学級に就学している児童生徒で、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、山形市教育支援委員会で特別支援学校該当と判断されたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、支給対象者とししないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助又は同法第13条の規定による教育扶助を受けている者
 - (2) 山形市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助要綱（平成20年1月1日施行）により必要な援助を受けている者
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設に入所している児童生徒の保護者で就学に係る措置費の給付を受けているもの
 - (4) 当該年度に係る山形市被災児童生徒等就学援助要綱により必要な援助を受けている者
- （支給対象経費）

第4条 就学奨励費の支給の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学に要する交通費
- (3) 職場実習に要する交通費
- (4) 交流及び共同学習に要する交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動等参加費
- (7) 学用品・通学用品等購入費
- (8) 体育実技用具費
- (9) 新入学児童生徒学用品・通学用品等購入費
- (10) 通級指導に係る通学費
- (11) オンライン学習通信費

2 前項の規定にかかわらず、通級児童生徒に係る対象経費は、同項第10号の通級指導に係る通学費に限るものとする。

（対象経費の範囲及び就学奨励費の額等）

第5条 対象経費の範囲及び就学奨励費の額並びに就学奨励費の支給予定時期は、対象経費及び次に掲げる支給対象者の支弁区分（以下「支弁区分」という。）に応じ、別表のとおりとする。この場合において、就学奨励費の額に上限額の定めのある対象経費につい

ては、毎年度、対象経費の区分に応じ、それぞれ国が定める額をその上限額とする。

(1) I 段階 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 157 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 号に該当する場合

(2) II 段階 令第 2 条第 2 号に該当する場合

(3) III 段階 令第 2 条第 3 号に該当する場合

（申請等）

第 6 条 就学奨励費の支給を受けようとする支給対象者は、年度ごとに特別支援教育就学奨励費受給申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める書類を添付し、教育長が指定する日までに支給対象者に係る児童生徒が就学又は第 3 条第 1 項第 2 号の規定による通級（以下「通級」という。）をする学校の校長（以下「校長」という。）を経由し、教育長に提出するものとする。

2 就学奨励費の支給を受ける意思のない支給対象者は、特別支援教育就学奨励費辞退届を校長を経由し、教育長に提出するものとする。

3 校長は、前 2 項の規定による書類の提出があったときは、遅滞なく教育長に当該書類を送付するものとする。

（支弁区分の決定）

第 7 条 教育長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、文部科学省初等中等教育局が制定する特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領で定めるところにより、支給対象者に係る支弁区分を決定するとともに、当該支弁区分を特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書により、校長を経由し、当該申請を行った支給対象者に通知するものとする。

（支給期間）

第 8 条 前条の規定により支弁区分の決定を受けた支給対象者（以下「支給決定者」という。）が就学奨励費の支給を受けることができる期間は、当該支給決定者に係る児童生徒が年度の当初から特別支援学級に就学又は通級をしたときは、当該年度の 4 月 1 日から当該年度の 3 月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で、支給決定者に係る児童生徒が転学等をした場合又は児童生徒が転学等をして新たに支給決定者となった場合に就学奨励費の支給を

受けることができる期間は、当該児童生徒が現に特別支援学級に就学又は通級をした期間とする。この場合において教育長は、転学等の前に支給した就学奨励費又はこれに相当するものと重複して支給することがないように支給決定者の状況を調査するものとする。

（就学奨励費の額の決定）

第9条 校長は、支給決定者に代わり、又は支給決定者の分をとりまとめ、対象経費（第4条第1項第7号、第9号及び第11号に規定する対象経費を除く。次項において同じ。）に係る書類を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定により提出された書類の審査を行い、当該対象経費に係る就学奨励費の額を決定するものとする。

3 第4条第1項第7号、第9号及び第11号に規定する対象経費に係る就学奨励費の額は、申請書に基づき教育長が決定するものとする。

4 教育長は、前2項の規定により決定した就学奨励費の額を、特別支援教育就学奨励費の支給について（通知）により、校長を経由し、支給決定者に通知するものとする。

（支給方法）

第10条 就学奨励費は、口座振込により、支給決定者に直接支給する。

（校長の責務）

第11条 校長は、特別支援教育就学奨励費支給対象児童生徒名簿を当該年度の当初に作成し、これを教育長に提出しなければならない。

2 校長は、就学奨励費の支給に係る児童生徒が年度の途中において特別支援学級から通常の学級に就学となるとき、又は他の学校に転学するとき、若しくは他の学校から転学したときは、当該児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費に係る児童生徒異動報告書により、その旨を教育長に報告しなければならない。

3 校長は、就学奨励費の支給に係る児童生徒の住所、氏名、保護者等に変更があるときは、特別支援教育就学奨励費に係る児童生徒氏名等変更届により、その旨を教育長に報告しなければならない。

4 校長は、第6条第1項及び第2項、第7条並びに第9条第1項及び第4項に規定する書類の写しを、就学奨励費の支給の申請をした年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（決定の変更等）

第12条 教育長は、前条第2項の規定による報告があったとき、支給決定者において第3条に規定する支給対象者の要件等を満たさないことが判明したとき、又は支弁区分の決定の内容に変更が生じたときは、当該支給の決定の内容を変更し、その事実が発生した日から就学奨励費の支給を停止し、又は変更する旨の決定をするものとする。

2 教育長は、前項の規定による決定をしたときは、特別支援教育就学奨励費支給停止（変更）通知書により、校長を経由し、当該支給決定者に通知する。

（返還）

第13条 教育長は、前条第1項の規定により就学奨励費の支給の停止又は変更の決定をした場合において、その停止又は変更の決定があった日以後に係る就学奨励費の支給があったときは、当該就学奨励費の全部又は一部の返還を当該支給決定者に求めるものとする。

2 前項の場合において、当該支給決定者は、就学奨励費を返納するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給について必要な事項は、国交付要綱及び特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成）で定めるところによるほか、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行し、平成24年度以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行し、平成25年度以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年度以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の就学奨励費の支

給について適用する。

附 則

この要綱は、令和４年５月２７日から施行し、令和４年度以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和５年５月８日から施行し、令和５年度以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和６年６月１８日から施行し、令和６年度以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年６月１日から施行し、令和８年度以後の年度分の就学奨励費の支給について適用する。

別表（第5条関係）

対象経費名		対象経費の範囲	支弁区分	就学奨励費の額	支給予定時期
1	学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食費（給食費負担軽減交付金の交付の対象とされている者に係る経費を除く。）	I 段階 II 段階	当該経費の半額	食数確定後
2	通学に要する交通費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費	I 段階 II 段階	当該経費の全額	4月から9月までの通学費確定後
			III 段階	当該経費の半額	10月から3月までの通学費確定後
3	職場実習に要する交通費	中学校の教育課程に従い、校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費	I 段階 II 段階	当該経費の全額	2月
			III 段階	当該経費の半額	
4	交流及び共同学習に要する交通費	学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な経費	I 段階 II 段階	当該経費の全額	2月
			III 段階	当該経費の半額	
5	修学旅行費	児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	I 段階 II 段階	当該経費の半額又は上限額のいずれか低い額	当該修学旅行終了後

6	校外活動等 参加費	(1) 宿泊を伴わないもの 児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため、直接必要な交通費及び見学科	Ⅰ段階 Ⅱ段階	当該経費の半額又は上限額のいずれか低い額	2月（3月の校外活動等に参加する場合は随時）
		(2) 宿泊を伴うもの 児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科		当該経費の半額又は上限額のいずれか低い額	
7	学用品・通 学用品等購 入費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費（新入学児童生徒学用品・通学用品等購入費に係るものを除く。）	Ⅰ段階 Ⅱ段階	上限額	2月
8	体育実技用 具費	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）、スキーにあってはスキー板、スキー靴、ストック及び金具（以下「スキー板等」という。）をいう。）で当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあっては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等について、中学校にあっては柔道着、防具一式等又はスキー板等のうちいずれか一つの用具の購入費	Ⅰ段階 Ⅱ段階	当該経費の半額又は上限額のいずれか低い額	2月

9	新入学児童 生徒学用品・通学用品等購入費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	I 段階 II 段階	上限額	支弁区分決定後
10	通級指導に係る通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費	I 段階 II 段階	当該経費の全額	4 月から 9 月までの通学費確定後
			III 段階	当該経費の半額	10 月から 3 月までの通学費確定後
11	オンライン学習通信費	オンライン学習に必要な通信費	I 段階	上限額	2 月

年度特別支援教育就学奨励費受給申請書

(宛先)山形市教育委員会 教育長

(申請日) 年 月 日

山形市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定に基づき、特別支援教育就学奨励費を受給したいので、申請します。
また、支弁区分の決定に当たり、必要に応じ、市において当該申請に係る児童生徒と同一の世帯に属する者及び別世帯だが生計を一にしている保護者に係る住民基本台帳及び住民税課税台帳等審査業務に必要な情報を調査・閲覧することに同意します。
なお、支弁区分の決定を受けた場合は、特別支援教育就学奨励費に係る請求手続に関する一切の権限を学校長に委任します。

1 申請者

ふりがな 氏名	電話番号
住所..... 年12月31日時点の住所(上記住所と異なる場合のみ記入してください。)	

2 特別支援教育就学奨励費の対象となる児童又は生徒

1 人 目	ふりがな 氏名	在学学校名 山形市立 学校	学年・学級名 年・
		通級指導教室に通学している場合 通級指導校名 山形市立 学校	
2 人 目	ふりがな 氏名	在学学校名 山形市立 学校	学年・学級名 年・
		通級指導教室に通学している場合 通級指導校名 山形市立 学校	
3 人 目	ふりがな 氏名	在学学校名 山形市立 学校	学年・学級名 年・
		通級指導教室に通学している場合 通級指導校名 山形市立 学校	

3 年12月31日時点の世帯状況

上記児童生徒も含めて記入してください。単身赴任者がいる場合は、その方も記入してください。

	氏 名	続柄	生 年 月 日	満年齢	在学学校名・学年 (幼・小・中・高)	特別支援学校・ 学級への通学
申請者			年 月 日			有 ・ 無
2			年 月 日			有 ・ 無
3			年 月 日			有 ・ 無
4			年 月 日			有 ・ 無
5			年 月 日			有 ・ 無
6			年 月 日			有 ・ 無
7			年 月 日			有 ・ 無

裏面を必ずご記入ください

4 口座振込依頼書

特別支援教育就学奨励費について、下記の預金口座に振込みをお願いします。

記

フリガナ									
口座名義人 (保護者)※1									
振込先	銀行 店 (金融機関コード:) (支店コード:)								
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号							

※1 特別支援教育就学奨励費の申請者名義の口座に限ります。

5 年4月1日～ 年3月31日の通学費明細 ※2

「3 年12月31日時点の世帯状況」で記載した世帯員のうち、 年度小中学校の特別支援学級に在籍又は特別支援学校の小・中学部に在学しており、公共交通機関で通学した方がいる場合は記入してください。

	氏 名	利用区間	年 額
1人目			
2人目			
3人目			

※2 記入した場合は、 年4月1日から 年3月31日までの定期券、通学費に係る領収書等の写し
をご提出ください。